



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社タカラレーベン  
代表者名 代表取締役社長 島田 和一  
(コード番号 8897 東証第一部)  
問合せ先 取締役 執行役員経営企画室長  
北川 智哉  
(TEL 03-5324-8720)

## 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額 及び内容改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第43期定時株主総会（以下、本定時株主総会）といたします。）に、下記のとおり、取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容改定の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本定時株主総会において、第3号議案「取締役2名選任の件」が承認可決されますと、本新株予約権の割当てを受ける当社取締役は社外取締役2名を除く合計8名となります。

### 記

#### 1. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬等の額を改定する理由

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額は、平成24年6月21日開催の第40期定時株主総会において、平成11年7月16日開催の臨時株主総会にてご承認いただいた年額400百万円以内の報酬限度額内で年額100百万円を上限とする旨ご承認をいただいておりますが、経済情勢の変化等諸般の事情を勘案し、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額を取締役報酬額とは別枠で年額300百万円を上限とするものです。

また、この報酬額の改定とあわせて、新株予約権の総数等、その内容を一部改定させていただき、平成24年6月21日開催の第40期定時株主総会において承認可決されております株式報酬型ストックオプションとして割当てする新株予約権の内容を、以下のとおりとすることにつきご承認をお願いするものであります。

#### 2. 株式報酬型ストックオプションとして割当てする新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の総数

A種新株予約権とB種新株予約権（以下「新株予約権」と総称します。）あわせて1,200個を、各事業年度内に発行する新株予約権の総数の上限とします。なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

## (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は400株とします。

なお、新株予約権の割当日後に当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。ただし、本号における調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われます。

当社普通株式480,000株を、各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。

(注) 付与株式数及び株式数の上限につきましては、平成25年7月1日付で行った1:4の株式分割に伴い、平成24年6月21日開催の第40期定時株主総会においてご承認をいただいております付与株式数は100株から400株へ変更されております。それに伴いまして、普通株式120,000株につきましても、120,000株から480,000株に変更されております。

## (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とします。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）に対し、当該払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該新株予約権を取得させるものとします。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

## (5) 新株予約権の行使の条件

### 【A種新株予約権】

新株予約権者は、新株予約権の発行日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を全て行使できるものとします。

### 【B種新株予約権】

- ① 新株予約権者は、当該新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できるものとします。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権者に割当てられた新株予約権を行使できないものとします。
  - (i) 新株予約権者の死亡以外の事由（割当日から3年以内にあつては下記(ii)に規定する退任等

の場合を除きます。)によって、新株予約権者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失し、喪失した日の翌日から10日を経過した場合

- (ii) 新株予約権の割当日から3年以内に、新株予約権者が退任等(自己都合による退任若しくは退職、又は当社の株主総会決議若しくは取締役会決議による解任若しくは懲戒処分をいいます。)によって当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合

その他の権利行使の条件については当社取締役会において決定するものとします。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から40年以内の範囲で当社取締役会が定める期間とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。

- (8) その他の新株予約権の内容等

上記(1)から(7)までの事項の詳細及びその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

- (注) 上記1乃至2の内容については、本定時株主総会において第4号議案(取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容改定の件)が承認可決されることを条件としております。

以 上